

転出届（郵便請求用）

北九州市区政事務センター宛

令和 年 月 日

① 転出日	令和 年 月 日（新住所に住み始めた日）
-------	----------------------

☐ 転出証明書再交付希望
※紛失による再交付のみ

※記入した年月日が住民票に記載されます。必ず年月日まで記入してください。
※1ヶ月以上経過した転出の場合は、お電話等で届出の内容を確認します。
※未来の転出予定日は受付できません。
※転出証明書が届かないことがありますので、事前に郵便局に転居届の手続きをお願いします。

② 届出人	新住所（これから住民登録する新住所を記入。※転出証明書送付先）		新世帯主名 ☐ 届出人と同じ ☐ その他（ ）		
	フリガナ 氏名		転出者と届出人の関係 ☐ 本人 ※本人以外は原則届出できません		
	連絡先（平日 8：30～17：00）※必ず記入してください。 （携帯・自宅・勤務先・呼出）Tel		〔 〕		
③ 旧住所	北九州市 区			旧世帯主名 ☐ 届出人と同じ ☐ （ ）	
④ 本籍地				筆頭者名 ☐ 届出人と同じ ☐ （ ）	
⑤ 転出した人		フリガナ 氏 名	生年月日	性別	旧世帯主との続柄
	1		明 大 昭 平 令 年 月 日	男 女	
	2		明 大 昭 平 令 年 月 日	男 女	
	3		明 大 昭 平 令 年 月 日	男 女	
	4		明 大 昭 平 令 年 月 日	男 女	
⑥ 特例転出入を希望する場合のみ記入して下さい。 （カードの写しを添付して下さい）		※カードの種類を選択 ☐ マイナンバーカード ☐ 住民基本台帳カード		※マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード保持者が転出した日から14日以内かつ転出予定日から30日以内に届出の場合に適用。この期間を過ぎるとカードは失効し使用できなくなる場合があります。（転入自治体にお尋ねください）	
★送付内容確認欄（封入前にご確認下さい）				区政事務センター使用欄	
☐ 転出届（①～⑤を全て記入） ☐ 本人確認資料 ☐ 返信用封筒（切手・宛名） ※特例転出は返信用封筒不要				☐ 住所（相違・未記入） ☐ 送付先（住所地外） ☐ 転出日超過 ☐ 本人確認 ☐ 返信用封筒・切手	

※次頁の請求方法及び注意事項をご確認のうえご請求下さい。

郵送による転出証明書の請求方法及び注意事項

① 申請書

- ・申請書の申請者欄は自署をお願いします。（コピーや印字されたものは必ず押印をお願いします）
- ・確認が必要な場合、お電話いたしますので昼間（8：30～17：00の間）連絡のつく電話番号を必ずご記入ください。
- ・郵便による転出届は、原則「異動される本人」からの申請に限られます（委任状での手続きも出来ません）。ただし一緒に異動される同世帯の方については、1枚の申請書で受付が可能です。
- ・マイナンバーカードや住民基本台帳カードをお持ちの方は、カードによる特例転出ができます。

② 本人確認資料

- ・請求者の本人確認資料のコピーを添付してください。
- ・運転免許証や健康保険証、マイナンバーカード（表面のみ）、住民基本台帳カード、在留カード等（有効期限内のものに限る）。
- ・健康保険証の場合、保険者番号と被保険者等記号・番号の部分を黒塗りなどにより見えないようにしてお送りください。

③ 返信用封筒

- ・請求者の住所・氏名を記入し切手を貼ってください。（お急ぎの場合は速達分料金の切手を加え、速達と記入してください）
- ・「特例転出（マイナンバーカード、住民基本台帳カードによる転出）」および「海外への転出」の場合は、返信用封筒は不要です（紙面の転出証明書は交付されません）。

☆郵便局に転居届を提出していないために、返信の郵便物が新住所に届かない事例があります。引越しを済ませた方は、郵便局にお問い合わせのうえ、手続きを完了してください（手続きには日数がかかります）。

【その他】

※紛失による再交付をご希望の場合は、申請書（転出届）に必ず「紛失による再交付希望」と記載してください。

※転出証明書が届きましたら、お早めに新しく住んでいる市区町村役場に「転入届」を提出してください（詳しい転入手続きについては、転入先の市町村にご確認ください）。

※内容に不備があり連絡がつかない場合は、やむをえず返送させていただきますことがあります。あらかじめご了承ください。

※介護保険で介護認定を受けている方などは、転出入にかかり手続きが必要な場合があります。事前に担当部署にご相談いただいたうえで、転出手続きを取られますようお願いいたします。

《特例転出とは》

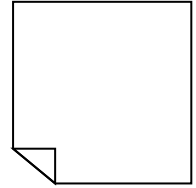
通常、転入先の市区町村に紙面で持参すべき「転出証明書」の代わりに、マイナンバーカードや住民基本台帳カードを提示することで転入手続きが可能になるものです（転出届の提出は必要です）。

本市で転出届が受理されたのち、転入処理を行いますので、転入先の市区町村にカードを持参し、転入手続きを完了してください。

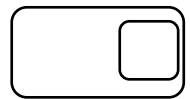
なお、転出済みの場合は、転出した日から14日以内、転出予定の場合は、予定日から30日以内に届出の場合適用されます。

期限を過ぎるとカードが失効し使用できなくなりますので、ご注意ください。

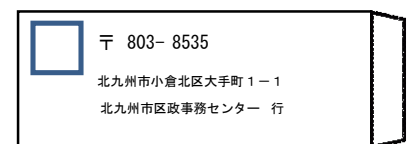
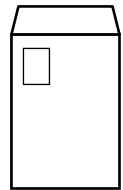
① 申請書



② 本人確認資料



③ 返信用封筒



郵送先 ※税関係の証明の請求は
受付けておりません。

〒803-8535
北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市区政事務センター 宛て
（問い合わせ先）
TEL：093-582-3652

郵便物の配達状況及び書類審査の状況により返送に日数がかかる場合があります。
余裕をもってご請求ください。